

●ジェンダー平等の視点

(1) ジェンダー平等とは

◆性別に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと

（出典「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」,内閣府男女共同参画局）

◆女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- ・男女が家事・育児等を分担し、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくり
- ・仕事と健康の両立による就業継続の支援

◆女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

- ・配偶者暴力（DV）、ハラスメントへの対策、生涯にわたる健康への支援 等

（出典「女性版骨太の方針2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針2023）（原案）概要」,男女共同参画会議,令和5年6月5日）

◆多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が、性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する

（出典「G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）」（仮訳）,外務省ホームページ）

(2) ジェンダー平等を推進するための視点

◆すべての人が、等しく責任、権利、機会を分かち合うこと。

◆性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性を認め合うこと。

「誰もが自分らしく」

●条例の基本となる考え方

(1) 人権侵害の根絶

⇒ 配偶者暴力（DV）、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害が根絶されること。

(2) 女性のエンパワメントの実現（女性の活躍への支援）

① 多様な生き方の選択

⇒ すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を發揮し、自らの意志と責任において多様な生き方を選択できること。

② 平等な参画機会の確保

⇒ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること。

③ 家庭生活と職場、学校、地域活動の調和

⇒ すべての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重

⇒ すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

(3) ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える教育

⇒ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われること。

(4) 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）に起因する日常生活上の困難等の解消

⇒ すべての人の性的指向や性自認に関する自己決定権が尊重され、性的指向や性自認を原因とした日常生活上の困難等が解消されること。

(5) 国際社会・国内での取組みに対する理解・推進

⇒ 国際社会および国内におけるジェンダーの平等と多様性を尊重する社会に係る取組みを積極的に理解し、推進すること。

条例のもと、区として目指す姿

- すべての人が、性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）にとらわれることなく、
- ・差別や暴力を受けない社会
 - ・多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
 - ・自らの意志によって、社会のあらゆる分野に参画できる社会
 - ・その個性と能力を十分に發揮して、誰もが自分らしく生きられる社会